

大子町教育委員会規則第6号

大子町特別支援教育就学奨励費支給規則を次のように定める。

平成28年3月28日

大子町教育委員会教育長 古橋 康夫

大子町特別支援教育就学奨励費支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、大子町立小学校又は中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）及び特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 就学奨励費を支給する対象者は、町内に住所を有する保護者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、学校給食費、校外活動費及び学用品費の支給については同法第13条の規定による教育扶助を、新入学児童生徒学用品費等の支給については同法第12条の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者
- (3) 大子町就学援助規則（平成19年教育委員会規則第8号）の規定による援助を受けている者

(支給対象品目及び支給限度額)

第3条 支給対象品目及び支給限度額は、別表第1のとおりとする。

(申請手続)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して大子町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に

提出しなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
- (2) 保護者の属する世帯の町県民税に係る課税証明書又は非課税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、就学奨励費の支給の可否を決定し、特別支援教育就学奨励費認定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により就学奨励費の支給の認定（以下「支給認定」という。）を決定した保護者（以下「認定保護者」という。）について、別表第2に定める支給対象区分の判定を行うものとする。

3 教育長は、前2項の判定を行ったときは、校長を経由して保護者にその結果を通知するものとする。

4 教育長は、前項の通知を行ったときは、校長に対し当該決定の内容について通知するものとする。

（受領の委任）

第6条 認定保護者は、委任状（様式第4号）により就学奨励費の請求及び受領を、校長に委任することができる。

（支給及び支給方法）

第7条 認定保護者は、就学奨励費の交付を受けようとするときは、請求書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の請求書を受理したときは、当該就学奨励費を速やかに支給するものとする。

3 校長は、前条の規定により認定保護者から委任を受けたときは、当該認定保護者に係る就学奨励費の請求書を適宜教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、前項の請求書を受理したときは、当該就学奨励費を校長に支給する。

5 校長は、前項の規定による就学奨励費を受領したときは、速やかにその旨を認定保護者に通知するとともに、当該就学奨励費を支給するものとする。

（台帳の作成）

第8条 校長は、第6条の規定により認定保護者から委任を受けたときは、就学奨励費の

支給事務を適正に執行するため、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第5号）を作成し、当該年度における就学奨励費の支給事務が完了後、速やかに教育長の確認を受けるものとする。

（認定の喪失）

第9条 教育長は、次の各号に該当した場合は、年の途中であっても認定を取り消し、費用を返還させることができる。

- (1) 認定保護者が第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 認定保護者が偽りその他不正の手段により支給認定を受けたとき。

2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費認定取消通知書（様式第6号）により校長を経由して認定保護者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	支給対象品目	支給限度額（円）	
		小学校	中学校
学用品費等	通常必要とする学用品・通学用品	5,710	11,160
新入学児童生徒学用品費等	新入学するにあたり、通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）	10,235	11,775
体育実技用具費	体育の授業に必要な体育用実技用具で、当該授業を受ける児童生徒が個々に用意することとされているものの購入費	スキー等 13,010	柔道 3,755 剣道 25,970 スキー等 18,670
拡大教材費	弱視の児童生徒が、校長の必要と認められた授業において、使用する拡大教材の購入費（ページ数×1ページあたり単価）	1冊当たり 5,250	1冊当たり 5,250
修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	10,440	28,185
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	児童生徒が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料	775	1,120
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	児童生徒が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために、直接必要な交通費、宿泊費及び見	1,785	3,005

	学料（学年を通じて1回に限る）		
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する交通費	公共交通機関の定期代に相当する額	公共交通機関の定期代に相当する額
職場実習交通費	中学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合に要する交通費	保護者が負担する経費に相当する額	保護者が負担する経費に相当する額
交流学习交通費	学校教育の一環としての小学校、中学校、又は特別支援学校の児童生徒とともに集団活動を行う交流学习に参加する場合に要する交通費	保護者が負担する経費に相当する額	保護者が負担する経費に相当する額
学校給食費	児童生徒の学校給食に要する経費で、保護者が負担するもの	保護者が負担する経費に相当する額	保護者が負担する経費に相当する額

別表第 2（第 5 条関係）

区分	基準
第Ⅰ段階	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 号に掲げる区分
第Ⅱ段階	政令第 2 条第 2 号に掲げる区分
第Ⅲ段階	政令第 2 条第 3 号に掲げる区分

様式第2号（第4号関係）

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

（整理番号）No.

保護者等氏名 (署名・押印)		住所		児童・生徒氏名		学校名, 学年等		※都道府県の地区別区分 (I, II, III, IV, V, VI) 地域の級地区分 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3-1, 3-2		学校長認印	
世帯の収入状況			世帯の状況 (前年12月末日現在)				需 要 額 等				
			氏名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級 通学の有無)等	教育扶助基準			生活扶助基準		
通学費	※ 学校給食費	※ 基準額				※ 第1類	期末一 ※ 時扶助費	※ 第2類			
所得 控除 前 の	総所得金額	円	年 月 日 (才)		円	円	円	円	円	f (基準額)	
	退職所得金額		年 月 日 (才)							g (地区別冬季加算額)	円
	山林所得金額		年 月 日 (才)								円
	計	A	年 月 日 (才)							h 住宅扶助基準	※ 円
所得 控 除	社会保険料		年 月 日 (才)								
	生命保険料		年 月 日 (才)							i 需要額 (a~hの合計)	※ 円
	地震保険料		年 月 日 (才)								
	計	B ※	年 月 日 (才)								
所得額 (A - B)		C ※	年 月 日 (才)							収入額 需要額	※
所得月額 (C × 1/12)		D ※	年 月 日 (才)							F i =	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E ※	年 月 日 (才)								
収入額 (D - E)		F ※	合 計		a ※	b ※	c ※	d ※	e ※		
通 学 費 明 細					特記事項				支弁区分 I 段階 (令第2条第1号該当) II 段階 (令第2条第2号該当) II 段階 (令第2条第3号該当)		

年 月 日

様

大子町教育委員会教育長



特別支援教育就学奨励費認定（却下）通知書

年度大子町特別支援教育就学奨励費につきましては、下記のとおり認定（却下）となりましたので、大子町特別支援教育就学奨励費支給規則第5条の規定により通知します。

記

1 児童生徒氏名 (大子町立 学校 年 組)

2 支弁区分 第 段階

3 支給内訳

支給対象項目	限度額（円）	備考
学用品費等		
新入学学用品費等		
体育実技用具費		
拡大教材費		
修学旅行費		
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		
校外活動費（宿泊を伴うもの）		
通学費		
職場実習交通費		
交流学習交通費		
学校給食費		

4 却下の理由

委 任 状

私は、大子町立 学校長 を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

- 1 該当児童生徒の氏名 _____
- 2 委任する事項 年度特別支援教育就学奨励費の請求及び受領に関する
一切の権限

年 月 日

大子町教育委員会教育長 様

委任者 住 所
(保護者) 氏 名 ⑩

様式第5号（第8条関係）

特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳

年 組	学校	児童生徒 氏名	支弁区分	I 段階（令第2条1号該当） II 段階（令第2条2号該当） III 段階（令第2条3号該当）		
		保護者等 氏名				
費 目		支給年月日	金 額	担任 支給印	校長 確認印	備 考
学用品費等						
新入学児童生徒学用品費等						
体育実技用具費						
拡大教材費						
修学旅行費						
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）						
校外活動費 （宿泊を伴うもの）						
通学費	1					
	2					
	3					
	小 計					
職場実習交通費						
交流学習交通費						
学校給食費	1					
	2					
	3					
	4					
	小 計					
合 計						

上記の者に記載のとおり特別支援教育就学奨励費が給与されたことを確認する。

年 月 日

大子町教育委員会教育長



年 月 日

様

大子町教育委員会教育長



特別支援教育就学奨励費認定取消通知書

年度大子町特別支援教育就学奨励費については、下記のとおり認定取消となりましたので、大子町特別支援教育就学奨励費支給規則第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 児童生徒氏名 (大子町立 学校 年 組)
- 2 支弁区分 第 段階
- 3 取消の理由